

令和5年度税制改正要望事項（新設・拡充・延長）

(金融庁総合政策局総合政策課)

項目名	上場株式等の相続税に係る見直し		
税目	相続税		
要望の内容	国民の資産形成において、税制が資産選択に歪みを与えることが無いよう、上場株式等について、相続税評価方法等の見直しを行うこと。 また、物納の場合の手続についても、要件の見直しを行うこと。		
新設・拡充又は延長を必要とする理由	<p>(1) 政策目的 国民の資産形成において、税制が資産選択を歪めることとならないよう、上場株式等と他の資産との間における相続税の負担感の差が解消される環境を整備すること。</p> <p>(2) 施策の必要性 相続財産となった上場株式等は、原則として相続時点の時価で評価される。しかしながら、上場株式等は、相続後納付期限までの間における価格変動リスクが大きいことから、相続後の株価の下落に備えて事前に売却されるケースがみられる。このため、上場株式等に係る相続税の評価方法については、国民の資産選択に歪みを与えているといった指摘がある。 また、上場株式等による物納については、「延納によっても金銭で納付することが困難な金額の範囲内であること」等の要件があるため、一部の利用に限られている。 相続税の負担感の差により、国民の資産選択を歪めることがないよう、上場株式等の相続税の見直しが必要である。</p>		
	平年度の減収見込額 (制度自体の減収額) (改正増減収額)	— 百万円 (— 百万円) (— 百万円)	

今回 の要 望 （ 租 税 特 別 措 置 ） に 関 連 す る 事 項	合 理 性	政策体系における政策目的的位置付け	Ⅲ—1 世界に開かれた市場としての機能発揮・強化、公正性・透明性の確保のための制度・環境整備
		政策の達成目標	国民の資産選択を歪めることとならないよう、上場株式等と他の資産との比較における相続税の負担感の差を解消すること。
		租税特別措置の適用又は延長期間	恒久措置とすること。
		同上の期間中の達成目標	政策の達成目標と同じ。
	有 効 性	政策目標の達成状況	—
		要望の措置の適用見込み	2,567万人（2021年度 株主等通知用データ） (出典) 証券保管振替機構 統計データ（2022年7月）
	相 当 性	要望の措置の効果見込み(手段としての有効性)	上場株式等と他の資産の相続税の負担感の差を解消することで、国民の資産選択に生じている歪みを是正する措置として有効である。
		当該要望項目以外の税制上の措置	なし
		予算上の措置等の要求内容及び金額	なし
		上記の予算上の措置等と要望項目との関係	—
	要望の措置の妥当性		上場株式等と他の資産との相続税の負担感の差による国民の資産選択の歪みを解消するためには、相続税に係る見直しが必要であり、税制上の措置を講じることが妥当である。

これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関する事項	租税特別措置の適用実績	—
	租特透明化法に基づく適用実態調査結果	—
	租税特別措置の適用による効果(手段としての有効性)	—
	前回要望時の達成目標	—
	前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	—
	これまでの要望経緯	平成28年度からの継続要望。